

不動産賃貸業や農畜産業を営んでいる方へ

事業を営む方が所有する償却資産には固定資産税がかかります。償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在で所有する資産の内容を、償却資産が所在する市町村に申告する必要があります。

この申告は、法人税・所得税に係る申告とは別に行う必要があります。**法人税・所得税の申告の有無、所得の有無によらず申告義務があります**ので忘れずに申告してください。

主な償却資産の例

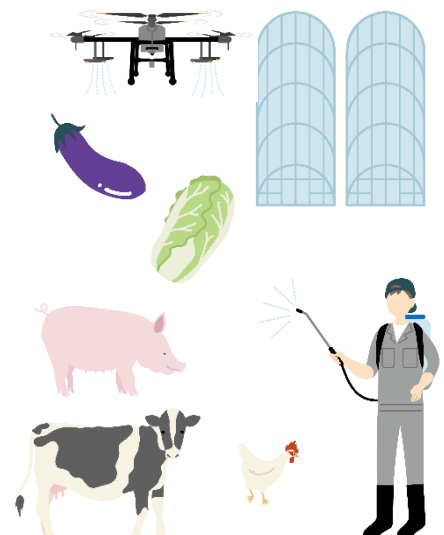
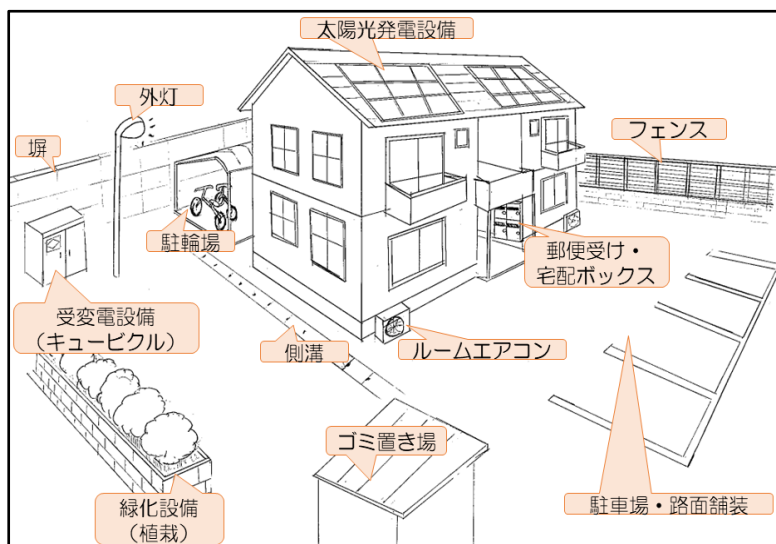
例に挙がっていないものについても、事業の用に供している資産は申告の対象になります。

【不動産賃貸業】

資産の種類	主な償却資産の例
構築物	【構築物】 看板、門、塀、フェンス、ゴミ置場、駐輪場、駐車場舗装、砂利敷き、外灯、側溝、緑化設備（花壇・植栽）、簡易な物置・倉庫（※）、その他の外構工事 等 【建物付帯設備】 電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、受変電設備（キュービクル） 等
機械装置	太陽光発電設備 等
車両運搬具	
工具器具備品	郵便受け、宅配ボックス、ルームエアコン（壁掛型） 等

【農畜産業】

主な償却資産の例
サイロ、ビニールハウス、果樹棚、簡易な物置・倉庫（※）、畜舎・堆肥舎（※） 等
耕運機、田植機、精米機、もみすり機、ボイラー、噴霧器 等
運搬車、フォークリフト 等
農業用ドローン、農業用機械器具の付属品（アタッチメント） 等



※固定資産税上家屋として評価されない建物（地面やコンクリートブロックに乗っている程度で土地に定着していない建物、屋根や三方向以上の外壁がなく外の雨風を十分防ぐことができない建物）は、償却資産となります。

（例）簡易な物置・倉庫、畜舎（牛舎、鶏舎、豚舎等）、堆肥舎

家屋と償却資産の区分について

- ①家屋の所有者が所有する附帯設備（建築設備）であること。
- ②家屋の特定の場所に固定されている等、家屋と構造上一体であること。
- ※取り外しがしやすく別の場所に自在に移動できるものは、この要件を満たさない。
- ③家屋自体の効用や利便性を高める附帯設備（建築設備）であること。



ひとつでも要件を満たさないもの又は
特定の生産又は業務の用に供されるもの（※）

償却資産として申告が必要です。



すべての要件を満たすもの

償却資産ではありません。
（家屋の評価に含まれます。）

※ 特定の生産又は業務の用に供されるものとは

特定の生産活動を行うために必要な「動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明」として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス管、給排水配管、照明設備及びその附属設備をいいます。

（参考例）工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、コンピューター室に設置されている大型コンピューターを冷却するための専用空調設備、工業用水道配管や汚水配管、ガスバーナー用のガス配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備 等

【借りた家屋で事業を行っている方へ】

◎賃貸ビルやコンビニエンスストア等、建物を借り受けて事業をしているテナント（賃借人）が**自己の費用**で内装・造作（天井、床、外部仕上げ、建具、間仕切り等の工事）や建物附帯設備（電気、ガス、給排水、衛生、空調等の設備の工事）を施工した場合には、**賃借人がそれらの資産を償却資産として申告する必要があります。**

御不明な点は、問い合わせください。

〒329-2792

栃木県那須塩原市あたご町2番3号

那須塩原市総務部固定資産税課資産税家屋係

電話 0287（38）2561